

令和4年11月22日

市政記者各位

福岡市初「市民後見人」が誕生しました！

福岡市では、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステム構築等の一環として、平成24年度より認知症等の方を支援する新たな担い手として「市民後見人」の養成に取り組んできました。

このたび、「福岡市市民後見人養成研修」を修了した市民後見人候補者3名が、福岡家庭裁判所において福岡市で初めて「市民後見人」として選任されました。地域共生社会の実現に向けて、市民ならではの視点で高齢者や障がい者の権利擁護支援を行う「市民後見人」は、成年後見制度の新たな担い手として注目されています。今後も引き続き、市民後見人養成研修を実施し、益々増加するといわれている認知症等の方を支援できるよう、人材の育成に努めてまいります。

また、さらなる権利擁護支援の充実を図るため、「福岡市権利擁護支援ネットワーク協議会」を立上げ、関係機関・団体の連携を強化します。

つきましては、下記のとおり実施しますので、ご取材いただきますようお願いいたします。



「市民後見人」後見活動開始！

市民後見人として活動を開始する方に、現在、法人後見人として就任している市社協の職員から、業務の引継ぎを行います。当日は、ご本人への取材も可能です。

- ・日時:令和4年11月29日(火)10時30分から11時まで ※開始10分前まで受付
- ・場所:福岡市市民福祉プラザ 3階 応接室4
- ・市民後見人:平井 収(ヒライ オサム)さん、稲田 さとし(イナタ サトシ)さん

令和4年度 福岡市権利擁護支援ネットワーク協議会開催

「権利擁護支援ネットワーク」とは、地域に暮らす全ての人々が、その人らしく尊厳のある生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみのことです。これらの関係機関による権利擁護支援体制の連携強化を図るため協議会を開催します。

- ・日時:令和4年11月30日(水)10時から10時30分まで ※開始10分前まで受付
- ・場所:福岡市市民福祉プラザ 3階 交流ひろば

【市民後見人、権利擁護支援ネットワークに関する問い合わせ先】
福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課 担当:立石 TEL092-711-4314

【市民後見人養成に関する問い合わせ先】
福岡市社会福祉協議会 あんしん生活支援センター 担当:吉田 TEL092-751-4338

【権利擁護支援ネットワーク協議会及び後見人支援に関する問い合わせ先】
福岡市成年後見推進センター(福岡市社会福祉協議会)担当:小池 TEL092-753-6450

1 「市民後見人」とは

弁護士や司法書士などの専門職ではない「一般の市民による後見人」で、家庭裁判所から「成年後見人等(※1)」として選任された市民のことです。

※1「成年後見人等」

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々に代わり法律行為などを行い、支援する人のこと(成年後見人のほか保佐人、補助人を含む)。一般的には、親族を除くと専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等の有資格者)や法人が成年後見人等に選任されており、「成年後見制度」は、こうした支援により判断能力が十分でない方の権利や財産をまもり、その方の望む暮らしを支援する制度。

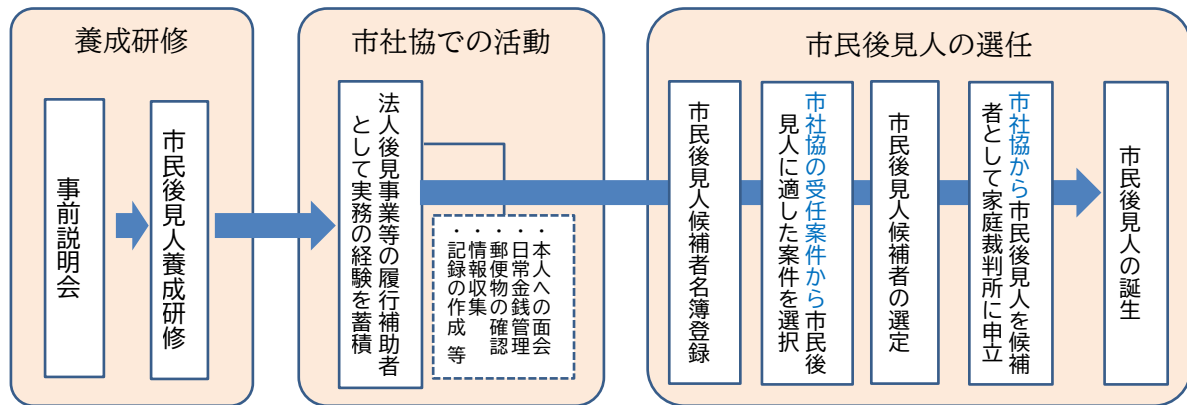
2 市民後見人の主な活動内容

専門性(難しい法律関係)を必要とされず、また、紛争性がないなどの案件を担当していただきます。

【例えば…】

- ・金融機関での手続き、所有不動産の維持管理などの財産管理
- ・家賃や税金、光熱水費などの日常的な金銭の支払い、介護保険や障害福祉サービスの利用手続き、施設等の入退所の契約、治療や入院等の手続などの身上保護

3 市民後見人誕生までの流れ ※当面は市社協の受任案件を市民後見人へ移行



4 これまでの市民後見人の養成への取り組み(市民後見人養成講座の開講)

これまでに「福岡市市民後見人養成研修」を4回開講し、合計 154 名が修了
令和4年9月末現在で、21 名の方が法人後見補助者として活躍中

- ・第1回目(平成24年開講)48名
- ・第2回目(平成25年開講)47名
- ・第3回目(平成30年開講)20名
- ・第4回目(令和3年開講)39名

5 今後の活動支援等

選任された市民後見人に対して、成年後見制度利用促進を目的に設置した福岡市成年後見推進センターが円滑な活動に対する支援を実施します。

また、市民後見人養成研修修了者を対象に、制度改正等への対応やスキルアップを目的としたフォローアップ研修を実施していく予定です。

今後、市民後見人のことを広く市民の皆さまにお知らせし、権利擁護の担い手が増えていくことや、成年後見制度の周知が進み利用が促進されることで、判断能力の不十分な人が尊厳ある暮らしを実現できるよう努めてまいります。